

令和3年 第7回蔵王町農業委員会総会議事録

第7回蔵王町農業委員会総会は、令和3年7月26日蔵王町役場大会議室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

1番	村上利雄	2番	山家一彦
3番	勅使瓦幸一	4番	佐藤ゆり
5番	佐藤良彦	6番	玉根可奈
8番	平間栄	9番	武田明夫

欠席農業委員は次のとおりである。

7番 菅井啓二

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

三沢敏朗	山家文一	齋藤秀俊
村上智彦	大和憲男	會田照
平間昭男	山家照雄	川村富士男
我妻義明	佐藤雄一	

欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

鈴木好和 杉山由美子

事務局職員は次のとおりである。

事務局長 村上伸浩
書記 齋藤真澄 山家知之

本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 報告事項1 令和3年第4回・第6回蔵王町農業委員会総会議案書の議案の一部訂正について
- 日程第3 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 第3号議案 農地転用事業計画変更承認申請について
- 日程第6 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて
- 日程第7 第5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて（参与制限）
- 日程第8 第6号議案 非農地証明について

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第7回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。

(午後1時30分)

- 議 長 これより会議を開きます。
- 議 長 只今の出席農業委員は8名、推進委員は11名であります。
菅井啓二農業委員、鈴木好和推進委員、杉山由美子推進委員からは欠席の報告がありました。
定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。
- 議 長 これより、令和3年第7回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。
本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。
- 議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
蔵王町農業委員会会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名を指名することにご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。よって、3番勅使瓦幸一委員、4番佐藤ゆり委員の2名を指名いたします。
- 議 長 日程第2 報告事項1 令和3年第4回・第6回蔵王町農業委員会総会議案書の議案の一部訂正についてを議題といたします。
事務局に報告をさせます。
- 事務局 長 [事務局長朗読により報告]
- 議 長 報告が終わりましたので、質問を許します。
[なしの声あり]
- 議 長 質問がございませんので、日程第2 報告事項1を終わります。
- 議 長 ここで、今回の総会において、町内における新規の権利取得に該当する申請人をお呼びしております。先に申請人より当該申請の概要について説明を求めてよろしいでしょうか。
[異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。
- 議 長 日程第3 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について申請番号19番の申請者に当該申請の概要について説明をお願いします。
議案書のページは4ページです。
[申請者 番号19番 入場]
- 議 長 蔵王町農業委員会では、町内農地の新規権利取得希望者や新規就農希望者からの申請があった場合、許可に際して、申請内容を詳しく把握するため、申請者ご本人から直接、権利取得後の営農計画等について、説明をお

願っております。

それでは、申請に至った経緯や権利取得後の営農計画などについて説明をお願いします。座ったままで結構です。

[申請者 番号19番 説明]

議長 説明が終わりましたので、申請者への質問を許します。

3番委員 町外在住であります。町内にどのような方法で耕作するのか。また、農機具等はどのように管理するのか。

申請者 今回、取得する予定の農地までは現在住んでいるところから一時間位でこれるので、通いながら営農を検討しております。また、農機具等は現在自宅にあります。使用する時はその都度運搬して来る予定です。今後、管理する場所があればこちらに置いて管理することも検討しております。

5番委員 現在、営農計画書を見ると水稲と普通畑で営農しているようですが具体的に現在何を作付けしているのか。

申請者 畑はネギを作付けしております。水稲の田植えは自分でやっておりますが、刈り取り作業等は委託しております。

2番委員 営農計画書に記載している主たる作物が野菜とありますが、何を耕作する予定でいつから耕作するのか。

申請者 今回、取得する農地については大根を作付けする予定で考えております。出来るだけ早い時期に作付け出来るようにしたいと思っております。

議長 他に質問はございませんか。

[なしの声あり]

議長 質問がございませんので申請者への質問を打ち切ります。結果については、後日、事務局からご連絡いたします。申請者はご退席ください。本日はどうもありがとうございました。

[申請者 番号19番 退場]

議長 なお、採決につきましては、日程第3 第1号議案の中で合わせて行います。

議長 日程第3 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局長 [事務局長朗読により説明]

(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。農地区分は議案書のとおりとなります。また、判断基準等詳細については、別紙調査書のとおりです。また、現況等については、4名の委員により現地調査済みです。

議長 では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。

[8番委員により現況報告]

議 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。

6 番 委 員 番号20番と番号21番について、分かれば良いので参考まで売買価格をお知らせください。

事 務 局 はい、お答えいたします。番号20番は全面積で500,000円です。番号21番は全面積で100,000円でございます。

議 長 他に質問はございませんか。

[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第3 第1号議案は原案どおり承認することに決してご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって第1号議案は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第4 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事 務 局 長 [事務局長朗読により説明]

(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。農地区分は議案書のとおりとなります。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりです。また、現況等については、4名の委員より現地調査済です。

議 長 では、現地調査した委員は、結果を報告してください。

[8番委員により現況報告]

議 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。

2 番 委 員 番号18番の農地について確認したいことがあります。以前、この農地には建物が建っていたと記憶しておりますが、その際に農地転用申請がなかったものか？その辺の経緯が分かればお知らせ願う。

事 務 局 はい、お答えいたします。農地台帳で確認して申請を受付いたしました。が、以前に農地転用申請があつた経緯はないようです。

我妻推進委員 番号13番の農地転用で一般個人住宅についてお尋ねしますが、埋蔵文化財包蔵地との係わりについてはどうなのか。

事 務 局 はい、お答えいたします。申請書に添付資料として埋蔵文化財包蔵地確認書がありまして、申請地は埋蔵文化財と関係がないことを確認しております。

議 長 他に質問はございますか。

[なしの声あり]

議 長 質疑がございませんので採決いたします。日程第4 第2号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案どおり承認されました。

議 長 日程第5 第3号議案 農地転用事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]

議 長 (説明後に) 現況等については、4名の委員により現地調査済です。

議 長 では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。

議 長 [8番委員により現況報告]

議 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。

會田推進委員 事業期間の変更ということであるが、変更前の完了予定日が令和3年3月31日となっており、もう既に完了予定期間が過ぎているが、事務局では事業者に対して指導は行っているのか。

事務局 はい、お答えいたします。事業者に対しての指導ということではありますが、事務局では文書でもって農地転用許可後に事業が期間内に完了した場合は完了報告書を提出するように求めております。また、完了予定日までには事業は終了しない場合は、進捗状況報告書を提出するように指導を行っております。今回、完了予定期間が過ぎてからの計画変更申請となったことについては、事業者から事前に相談があって今回の申請に至ったという経緯でございますのでご理解願います。

議 長 他に質問はございませんか。

議 長 [なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第5 第3号議案は原案どおり承認することに決してご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第6 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]

議 長 (説明後に) また、今回の各申請は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

議 長 説明が終わりましたので質問を許します。

6番委員 番号37番について参考までにお尋ねいたします。現況が畑で登記簿が田となっておりますが、この農地については現状変更届の提出されている

のか。

事務局 現状変更届は提出されていないと思われます。あくまで形状が大きく変更する場合において現状変更届を提出していただくよう指導しております。

議長 他に質問はございますか。
[なしの声あり]

議長 質疑がございませんので採決いたします。日程第6 第4号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案どおり承認されました。

議長 次の、日程第7 第5号議案は、議事参与の制限がございます。
平間 栄委員の退席を求めます。
[平間 栄農業委員退席]

議長 日程第7 第5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて(参与制限)を議題といたします。
事務局に説明をさせます。

事務局 議長 [事務局長朗読により説明]
(説明後に) なお、今回の申請は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

議長 説明が終わりましたので質問を許します。
[なしの声あり]

議長 質疑がございませんので採決いたします。日程第7 第5号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案どおり承認されました。
平間栄委員の入場を許可します。
[平間 栄農業委員入場]

議長 日程第8 第6号議案 非農地証明についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 議長 [事務局長朗読により説明]
(説明後に) 現況等については、委員により現地調査済です。

議長 では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。
[8番委員により現況報告]

議長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。

2番委員 只今、現地調査した委員から現地調査の結果報告がありました。議案書

の方にも現地調査の結果が記載されておりますが、農地となる可能性が有
また、将来の利用見込みが農地と記載されておりますが、これでは現況が
山林であっても非農地として判断することが妥当であるのか疑問である
がその辺の説明をお願いします。農地として耕作出来ない状態であれば非
農地証明を出すのは分かるが農地となる可能性が有であれば非農地証明
は出せないと思われるが？

事務局 非農地証明願に至った経緯についてご説明いたします。この農地を売却
する方から相談がありまして、購入予定の方は近くで酪農を営んでいる方
であります。現況は山林の様相を呈しております。売却するにあたって現
況に基づいて売却する手続きを進めていただきたいと説明しました。山林
として売却するために非農地証明願に至ったものであります。将来、農地
として利用したい見込みについては、その時の相談の中で何時になるかは
具体的な時期はわからないということだったので非農地証明願に至った
ものでございます。

2番委員 非農地証明の原則に基づいていないと思われま。先程も申し上げたが
現地調査の結果に基づいて、非農地と認められれば良いが、記載してある
農地となる可能性が有で将来の利用見込みが農地と記載されているので
は非農地として現地調査で判断したとは思われな。非農地証明は出せな
いと思われますが？如何でしょうか。

8番委員 現地調査した委員として説明いたします。現地調査した際にも各委員で
現地を見た際に現況は山林になっており、非農地証明を基に地目変更を行
ってから近くの酪農家に売買して、酪農家が購入後に木を伐採して草地に
する計画であるということを知っていたために、今回の調査の結果に記載
しているように将来の見込みを含んだ意味で、農地となる可能性が有、将
来の利用見込みを農地と単純に記載して現地調査の結果報告書を作成い
たしました。

6番委員 我が家が所有している農地の隣なので、知っていることを情報提供いた
します。現在の土地所有者は自動車整備業を営んでいる方で農業を営んで
いる方ではございません。入植した時代に分配された農地で分配された当
時は畑作していたようですが、その後は何もせずに現在に至っており雑木
などが生い茂っている状況であります。開墾するには時間がかかるだろ
うと思っております。今回、購入予定の酪農の方は重機等を所有しており、
草地にするのに時間をかけてやるようなこととお話ししておりました。そ
のお話しを聞いた時に、事務局の方から現況主義なので通常の3条の売買
ではなく非農地証明で地目変更してから売買するように指導を受けたと
いうことを購入予定者から聞いております。

議 長 事務局に確認したいが、6番委員からの情報提供があったがそのように事務局で指導したのか。

事 務 局 先程、6番委員のお話のとおり指導いたしました。

議 長 今回の非農地証明の現地調査の結果において、農地となる可能性「有」将来の利用見込み「農地」の報告について先程から審議しましたが、結論が出ませんので、申請者にもう一度農業委員会の総会の結果をお伝えして再度申請していただくように致します。

議 長 以上のことから只今上程しました日程第8 第6号議案非農地証明については審議を保留といたします。

議 長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なご審議に感謝申し上げます。

(午後3時15分)

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

令和3年7月26日

議長

武田 明夫

3番

新使瓦 幸一

4番

佐藤 ゆり